

最高裁秘書第976号

令和4年3月30日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年3月23日に答申（令和3年度（情）答申第50号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情） 諒問第32号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和3年12月3日（令和3年度（情）諮詢第32号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（情）答申第50号）

件名：奈良地方裁判所における令和3年度長官所長会同で表明された所長の意見を作成する際に作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「令和3年6月16日開催の長官所長会同で表明された、奈良地家裁所長の意見を作成した際に作成し、又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が令和3年10月29日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

奈良地家裁所長は、令和3年6月16日開催の長官所長会同で意見を表明したのであるから、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出については、申出内容を「令和3年6月16日開催の長官所長会同における奈良地家裁所長の意見を作成する端緒からその完成に至るまでに作成し、又は取得した文書」と整理した上で、原判断庁において、本件開示申出に係る文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

2 苦情申出人は、上記の長官所長会同で意見を表明したのであるから本件開示

申出に係る文書は存在する旨主張する。

しかし、長官所長会同は、長官及び所長が当面の司法行政上の問題点等について自由な協議を行う場であることから、その意見表明に当たり、必ずしも組織的な意思決定を経て意見の内容を確定させる必要はない。また、仮に何らかの組織共用性のある文書が作成又は取得されたとしても、前記長官所長会同の性質を踏まえると、用済み後に廃棄されていると考えられる。そのため、原判断庁において、文書が実際に作成又は取得されたのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月3日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出について、申出内容を「令和3年6月16日開催の長官所長会同における奈良地家裁所長の意見を作成する端緒からその完成に至るまでに作成し、又は取得した文書」と整理したことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。
- 2 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、長官所長会同は、長官及び所長が当面の司法行政上の問題点等について自由な協議を行う場であるとのことであり、このような長官所長会同の性質を踏まえれば、奈良地家裁所長が、その意見を表明するに当たり、必ずしも組織的な意思決定を経て意見の内容を確定させる必要はなく、また、その意見を表明するに当たり、仮に何らかの組織共用

性のある文書が作成され又は取得されたとしても、用済み後に廃棄されていると考えられるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、奈良地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、奈良地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

3 以上のとおり、原判断については、奈良地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子